

京都市告示第718号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等の一部を廃止・変更し、京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年3月17日

京都市長 松井 孝治

(一部廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	井戸小塩口水9号	右京区京北井戸町小塩口2番地地先 右京区京北井戸町小塩口4番地地先

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点
1	井戸小塩口水9号	旧	右京区京北井戸町小塩口1番地地先 右京区京北井戸町小塩口93番地地先
		新	右京区京北井戸町小塩口1番地地先 右京区京北井戸町小塩口1番地地先

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	井戸小塩口水10号	右京区京北井戸町小塩口5番地の1地先 右京区京北井戸町小塩口6番地の3地先
2	井戸小塩口水11号	右京区京北井戸町小塩口3番地の5地先 右京区京北井戸町小塩口3番地の1地先

(産業観光局農林振興室)